

⑥ 所得階層別

(単位：人、千円)

区 分	300 万 円 以 下		300 万 円 超 400 万 円 以 下		400 万 円 超 500 万 円 以 下		500 万 円 超 600 万 円 以 下		
	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	
第1種事業	所得税課税者	192	565,649	1,528	5,276,967	1,039	4,612,324	647	3,517,014
	所得税失格者	29	85,713	151	509,801	78	326,638	27	142,377
	計	221	651,362	1,679	5,786,768	1,117	4,938,962	674	3,659,391
第2種事業	所得税課税者								
	所得税失格者								
	計								
第3種事業	以外のもの等	X	97,608	335	1,144,329	217	967,344	120	653,811
	所得税失格者	X	23,645	51	168,538	29	128,296	14	75,036
	計	X	121,253	386	1,312,867	246	1,095,640	134	728,847
	あん摩業等	X	14,701	19	65,990	X	39,137	5	28,105
	所得税失格者	X	2,955	3	10,119	X	4,786		
	計	X	17,656	22	76,109	10	43,923	5	28,105
	小 計	47	138,909	408	1,388,976	256	1,139,563	139	756,952
合計	所得税課税者	230	677,958	1,882	6,487,286	1,265	5,618,805	772	4,198,930
	所得税失格者	38	112,313	205	688,458	108	459,720	41	217,413
	計	268	790,271	2,087	7,175,744	1,373	6,078,525	813	4,416,343

区 分	600 万 円 超 700 万 円 以 下		700 万 円 超 1000 万 円 以 下		1,000万円超		合 計		
	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	
第1種事業	所得税課税者	401	2,556,085	X	4,393,271	306	4,395,738	4,660	25,317,048
	所得税失格者	6	33,663	X	7,498	1	10,773	293	1,116,463
	計	407	2,589,748	548	4,400,769	307	4,406,511	4,953	26,433,511
第2種事業	所得税課税者					X	18,535	X	18,535
	所得税失格者								
	計					X	18,535	X	18,535
第3種事業	以外のもの等	98	622,663	162	1,319,697	X	3,593,580	1,182	8,399,032
	所得税失格者	X	57,551	X	104,219	X	116,754	133	674,039
	計	X	680,214	X	1,423,916	X	3,710,334	1,315	9,073,071
	あん摩業等	X	12,236	X	16,954	X	11,090	43	188,213
	所得税失格者							5	17,860
	計	X	12,236	X	16,954	X	11,090	48	206,073
	小 計	109	692,450	176	1,440,870	228	3,721,424	1,363	9,279,144
合計	所得税課税者	501	3,190,984	711	5,729,922	525	8,018,943	X	33,922,828
	所得税失格者	15	91,214	13	111,717	11	127,527	X	1,808,362
	計	516	3,282,198	724	5,841,639	536	8,146,470	6,317	35,731,190

- (注) 1 一人で2以上の業種を兼業するものについては、主たる業種に記載した。
 2 所得階層区分の所得金額とは、事業主控除前の年所得金額をいう。この場合において、中途開業業者についてはその所得を年所得に換算した額の所得区分欄に人員及び実績額を記載した。
 3 第3種事業中、あん摩業等とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等標準税率3%の適用を受ける業種をいう。
 4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、主たる事業所等を香川県に有するものについてのみ記載した。